

# 政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和3年2月19日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時54分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 14人

座 長	佐 藤 則 寿
副 座 長	久 保 大 憲
委 員	松 井 邦 人
//	泉 英 之
//	上 野 螢
//	押 田 大 祐
//	江 西 照 康
//	高 田 真 里
//	金 井 毅 俊
//	松 尾 茂
//	橋 本 雅 雄
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久

4 欠席委員 0人

## 5 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議会事務局長	浦野 弘司
議会事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
庶務課長代理（庶務係長）	船木 寛人
庶務課主任	竹下 哲矢

## 6 協議結果について

### 1 運用指針の改正（案）について

（１）前回の会議に引き続き、運用指針の政党活動に関する経費にかかる規定の見直しについて協議を行い、新旧対照表①の改正案のとおり、指針を改正することとした。

（２）前回の会議で全会一致となった「政務活動費を使い印刷した印刷物を折込み料の免除を受けて政党機関紙に折り込むことはできない」については、新旧対照表②の改正案のとおり、指針を改正することとした。

### 2 改選時等における備品の取扱いについて

会派が所有する備品の取扱いに関して、会派の法的性格などを踏まえて、次のとおり考え方の整理を行い、了承された。

- （１）備品の所有権は実質的に会派にあり（所属議員全員での総有）、個々の議員は持分を持たない。一人会派であっても同様に所有権は会派にある。
- （２）備品に係る債務がある場合、会派の議員全員に総有的に当該債務が帰属しており、特定の議員による弁済で備品の所有権が移転することはない。
- （３）会派の備品は、会派以外に譲渡することはできないが、例外的に会派の解散（改選を除く）にあたっては、総会を開催し、所属議員の異動先の会派に限って承継させることができる。
- （４）会派が消滅した場合は、備品の残存価格を精算し、廃棄処分することとする。

### 3 各会派から提出された運用指針上の課題・対応案について

(1) 公明党提案の「議員個人の名前や写真が掲載された広報誌等の作成費用に政務活動費を充当することはできない旨、指針に明記する」については、意見の一致を見なかった。

また、委員の一部から、多数決による採決を求める意見があったが、本検討会では、これまで全会一致による合意形成を行ってきたことから、採決を行わなかった。

(2) 日本共産党提案の「県議会議員等と共催で市政報告会・懇談会等を行った場合の開催案内チラシの作成、郵送料、会場費、資料代等の経費について、共催者と按分し、政務活動費を充当することを認める。また、会派主催の場合も県議会議員や国会議員の出席を認める」については、意見の一致を見なかった。

(3) 社会民主党議員会提案の「県外だけではなく県内の調査研究活動等におけるガソリン代についても、政務活動費の充当を認める」については、意見の一致を見なかった。

## 7 会議の概要

座長            それでは、ただいまから政務活動費のあり方検討会を開会いたします。本日もよろしくお願いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長            本日の議事録の署名委員に、高田委員、赤星委員を指名いたします。

                  初めに、皆様御承知のとおり、令和3年1月31日付で上野議員から光の会派解散届が提出され、同年2月1日付で日本維新の会の会派結成届が提出されております。

                  なお、今後も日本維新の会から上野議員が本検討会の委員として出席されますので、御承知おき願います。

                  それでは、これより協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

                  まず、協議事項1番目、運用指針の改正（案）についてであります。

                  前回の検討会で委員から質問の出ておりました政治団体の定義に関するものと、前回の検討会で全会一致となりました政務活動費を使い印刷した印刷物を政党機関紙に折り込むこ

とはできないことを指針に明記する、の2件でございます。

このうち、まずは政治団体の定義に関するものについて、前回の検討会では、「運用指針中の「政治団体」は政治資金規正法における政治団体を指しているのか」などといった、政治団体の定義に関する質問が出ていたところであります。

そこで、お手元には政治資金規正法における政治団体を種類別にまとめた資料と、指針を改正するとなった場合の案として新旧対照表をお配りしておりますので、これらの資料について事務局に説明させます。

庶務課長

皆様、おはようございます。

本日は3月議会前の大変お忙しい中にもかかわらず、また、雪が降りまして足元が悪い中にもかかわらず御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、座って説明させていただきます。前回の中で政治団体の定義等について御質問があったところでございます。その政治団体について説明をする前に、今回の指針の改定に至る経緯を一度確認的に整理させていただきたいと思っております。

本日配付させていただきました運用指針抜粋

の資料の14ページ目に当たるものです。そちらのほうをまず御覧ください。

前回までの会議におきまして、自民党さん、公明党さんのほうからの提案で、政党が発行する書籍や月刊誌に政務活動費が充てられている事例があることから、政党の収入になる経費については一切認めないという趣旨で、この資料の中の「支出できない経費」のうち「政党活動に関する経費」として、前回、（1）の工と才を追加規定するというところで合意をいただいたところでございます。

その際に、従来から記載してありました政党に関する注記の中に「政治団体」も政党活動とみなす」との記載がございましたので、政治団体にはいろいろな団体があり少し曖昧ではないかということで、何かしらの定義をしておいたほうがよいのではないかという、そういう御意見があったというふうに記憶しております。

そこで、政治団体について事務局のほうで調べたということでございます。

続いて、「政治資金規正法における「政治団体」の種類について」というA4横の表の資料を御覧ください。

まず、政治資金規正法について調べましたところ、政治団体の種類につきましては、政党

と政治資金団体、その他の政治団体の3種類があるということが分かりました。

このうち政党につきましては、前回合意をいただいた支出できない政党活動に関する経費に工と才と追加規定したことによりまして、政務活動費を充てることは一切できなくなったというふうに解されるわけであります。

また、政治団体の2つ目の種類の政治資金団体につきましては、政党のために資金上の援助をする目的を有する団体ということでございますので、今回の指針の改正で、その他直接又は間接的に政党の収入となる経費には支出できないというふうに規定しましたことから、ここへも政務活動費を充てることはできなくなるということでございます。

それで、最後に残ったその他の政治団体というものがございます。ここには後援会ですとか研究会などといった団体も含まれておりまして、これらにつきましては、運用指針の抜粋の14ページをもう一度御覧いただきたいのですが、(2)の選挙活動に関する経費ですとか、(3)の後援会活動に関する経費、これらについて支出できない経費というものが規定されておりまして、これに該当するものについては政務活動費が支出できなくなるということになっております。



その一方で、（１）の政党活動に関する記述の中で「政治団体」も政党活動とみなす」という表現がございますので、そうなると、例えば研究会ですとかフォーラムなど、そういったようなものも「政党活動とみなす」というふうに読めてしまうということになるので、そういった団体への支出も、今回の改定で工と才を追加規定したことによって、一切政務活動費を充てることができなくなるということになります。

そうすると、今回この会で合意した改正の趣旨とは少し異なってくるのではないかというふうに考えております。

そこで、前回の会議の中では、政治団体についての定義づけをしてはどうかというような御意見だったと思うのですが、定義づけをするということではなくて、「政治団体」も政党活動とみなす」という規定を削除したほうがよりいいのではないかとということで、本日、運用指針の改正案を提示させていただいたということでございます。

そこで、新旧対照表①を御覧いただきたいと思えます。

左側が現行ということで、これは前回合意いただいた内容でございますが、この注意書きの一番下、アスタリスクがついているところ

の最後の行でございます。この中から「「政治団体」も政党活動とみなす」という部分を削除しまして、もう一度この書きぶりを直しまして、「「政党」とは、政治資金規正法に規定する政党をいい」というような形で定義づけをして、もう一度書き直してはどうかという案でございます。

座長 一言で言いますとなかなか理解しづらいので、丁寧な説明をしていただきました。内容的には非常に精査された内容になったのではないかと思います。御意見はありますでしょうか。

江西委員 これはうちの会派でも議論したのですけれども、研究会やフォーラムというものを私たちはいつでもつくれるということを覚えておかなければいけないということです。誰しも議員は、簡単に政治団体をつくれますので、それだけは理解した上で、そういったものがたくさんあって、そういったところがたくさん活動していると。後援会もそれほど一名前が違っただけだということは理解しておかなければいけないと思います。

座長 江西委員から発言がありましたが、特にない

ようであれば、この程度にとどめたいと思います。

いずれにしても、先般合意をしました、いわゆる政党等に資金が入らないようなことをしっかりと定義づけしようということでありましたので、この条文をつくったところがあります。詳細については、また何かあればこういった会議にかけていただければと思います。

それでは、次に政党機関紙への印刷物の折り込みに関する改正案について、こちらもお手元に新旧対照表をお配りしていますので、事務局に説明させます。

庶務課長

それでは、続いて新旧対照表②を御覧ください。

前回の会議の中で、政党機関紙に折り込む印刷物に対しては、政務活動費を支出することはできないということに合意をいただいたということで指針の改定をしております。

右側の改正案を御覧ください。指針の25ページの中に各経費項目別用途基準というものがございまして、その中の広報広聴費の用途基準の中の2の内容基準の中の(4)、留意すべき事項として、ここに支出できない経費について、現在、アからオまで列記している

ところでございます。

ここに記載の力の部分、「政務活動費を充当し印刷又はコピーした資料を政党機関紙に折り込むことはできない」という規定を追加規定するものでございます。

座長 ただいまの改正案について御意見はありますか。

〔発言する者なし〕

座長 これもそのまま明記しましたのでよろしいですね。

特に御意見がありませんので、案のとおり改正することに決定いたします。

次に、協議事項２番目、改選時等における備品の取扱いについてであります。

会派が所有する備品の取扱いについては、これまでも本検討会において確認を行ってきたところではあります。その中で、「改選等により会派が消滅した場合、具体的にはどういった対応になるのか」などといった質問が出ていたところでもあります。

そこで、本日は具体の事例を用いて現行の指針における対応を整理いたしましたので、事務局に説明させます。

庶務課長

それでは、政務活動費で購入した備品の改選時等における取扱いについて説明いたします。具体の事例ということなのですが、その前に、まず会派について、会派とは法的にどういう性格のものなのかということから整理をさせていただきたいと思います。

資料の1ページを御覧ください。

会派につきましては、これは判例の中で言われているわけですが、権利能力なき社団であるというふうに言われているわけでございます。

では、この権利能力なき社団とは何かということになりまして、中ほどにアスタリスクをして書いてございますが、「社団としての実態を備えているものの、法人格を有さないために、法形式上、権利義務の帰属主体となることができない団体をいう」というふうに言っておりますので、まず社団ということでございますので、これは目的を持った人の集まりであると。そういった実態があるけれども法人格を有さないということでございますので、具体的に言いますと、登記など、そういったことができないということでございます。ですけれども、社団としての実態を備えているということで、一般の団体というもの、例えば会社など、そういう法人格を持っているも

のの権利になるべく近づけさせようというような考えで、例えば契約の主体にもなりますし、訴訟の主体にもなれるというふうに言われているものでございます。

主な例としては、例えば町内会であるとか、マンションの管理組合、こういったものが権利能力なき社団の一般的な事例であるというふうに言われております。

よく任意団体という言葉があるのですがけれども、サークルですとか同窓会ですとか、そういったものもよく権利能力なき社団だというふうに誤解をされることがあるのですが、そこの大きな違いとして、権利能力なき社団と言うためには4つの条件があるというふうに言われております。

まず1つ目には、団体としての組織性を備えているということ。2つには、多数決の原則が行われているということ。3つには、構成員の変更にもかかわらず、団体そのものは存続するということ。4つ目には、代表の方法、総会の運営、財産の管理といった主要な点が確定していること。この4つの条件を満たすことによって権利能力なき社団というふうに判断されて、例えば契約などができるということでございます。

では、この権利能力なき社団については、

債務を持った場合にはどのような位置づけになるのかということで、社団の債務というのは、所属議員全員に一個の義務として総有的に帰属するものと解され、社団員個人が責任を負うことはないというふうに言っております。

ここでまた総有という言葉が出てきたわけですが、この総有とはどういう考えかといいますと、ある財産が団体の所有となっているということで、各構成員はその団体財産について持分を持たない、全員で持っているという、そういうようなことですが、資料の下のほうに総有のイメージとして絵を描いてありますが、権利能力なき社団一会派としてあるわけですが、会派における財産、債務というものは各構成員、議員一人一人から分離独立をしていると。例えば、そこに持っているパソコンというのは個人個人の持分があるわけではなくて、会派全体で持っているという、そういうイメージであるということです。

ということで、例えばですけれども、政務活動費を返還してくださいというような何か義務が生じた場合には、市としては、あくまで会派に請求をするけれども、個人個人の議員さんに対しては、これは請求できないと。また、

個々人の議員さんはそれに対しての責任を負わないということで、債務への有限責任であるということでございます。

ということで、権利能力なき社団というものは、財産、債務というものは総有的に責任を負っているのだということでございます。

次に、会派は、議員の任期満了等によって解散することが予定されているものであると。

次の4つ目でございますが、義務の履行が全て終了して清算が終了するまでは団体としては存続をしているのだということでございます。

続いて、2ページのほうへ行きますと、会派の性格についてはそういうことでございますが、次に運用指針の中で、備品についてどのような記載がされているのかということでございます。

これについては少し話が長くなるものですから、指針に書いてございますので、皆さん十分御存じと思いますので省略させていただいて、続いて、会派の備品に関する考え方の整理ということで、今ほどの会派の法的性格ということと運用指針における規定を踏まえて、事務局のほうで備品の取扱いについて基本的な考え方というものを整理させていただきました。



まず1つ目でございますが、備品の所有権は実質的に会派にあるということです。これは、先ほど申しましたように、総有という関係の中で会派にあると。個々の議員は持分を持たないのだということです。これは、一人会派であっても同様に所有権は会派にあるのだということでございます。そこは1人であっても、会派と個々人は明確に分離されているということです。

2つ目、備品に係る債務がある場合、会派の議員全員に総有的に当該債務が帰属しており、特定の議員による弁済で備品の所有権が移転することはないということです。

個々人が負担をして弁済されるということは、これはあり得るケースだと思いますけれども、それはあくまでも会派の中の会費というような形での処理ということになりますので、それに伴って所有権が移転することはないということです。

続いて3つ目、会派の備品は、会派以外に譲渡することはできないということでございますが、例外的な場合として、会派が解散するということがございます。その際には、残余財産というものをどう帰属させるかということを決める必要がございますので、その場合には総会を開催し、所属議員の異動先の会派

に限って承継させることができるということであると解されます。

4つ目には、会派が消滅した場合は、備品の残存価格を精算し、廃棄処分することとする。4つ、大きな考え方として整理をいたしました。

その上で、事案の検討ということで、3つ例を挙げて検討を行いました。

まず、1つ目です。5人で構成される会派ということで、会派Aというものを想定してください。平成31年4月にパソコンを5台購入したということであります。令和3年4月の改選により、残念ながら1名の方が落選されて、会派Aの所属議員は4名となったという事例でございます。

この場合は、会派Aというものは、先ほど会派の性格として任期ごとに解散するというふうに申し上げましたが、実質的には会派そのもの、Aが存続しているということでございますので、パソコン5台がそのまま会派Aに承継されるということになります。承継されるのですけれども、1台は不要なものになってしまいますので、廃棄処分することは可能であると。あくまでも可能ということ。逆の言い方をすると、持っていてもいいということ。

ただ、廃棄処分される場合には、平成31年4月に購入しておられますので、残存価格が23か月分残っているということで、残存価格相当分を市に返還していただく必要がありますよと、そういう例でございます。

続いて、3ページを御覧ください。②の例でございます。

次は一人会派ということで、会派Aが、同じように平成31年4月にパソコンを1台購入したと。その会派Aの所属議員は、改選のときに出馬せずに会派は解散しましたと、そういう例でございます。

この場合は、会派Aは解散をしたということでございますが、先ほど会派の性格として申し上げましたように、精算が終了するまでは団体としては存続するというふうになっておりますので、会派としては一応存在しているのだということでございます。

ということで、パソコン1台については、これはもう完全に不要になってしまいますので、廃棄処分をしていただいた上で残存価格相当額の23か月分を市に返してくださいということになります。

続いて、3つ目の例です。

同じく一人会派Aというものを想定して、平成31年4月にパソコン1台を購入したとい

う場合がございます。

今度は、改選時に会派Aからは現職の方と新人の方1名が立候補された。厳密には新人1人というのは、まだ会派Aに所属しているということではないのかもしれませんが、事例としてこういう例があったということで、残念ながら現職の方が落選し、新人の方のみが当選されたという例でございます。

この場合におきましては、会派Aは、構成員が変わるのですけれども、変わっても存続するというのが権利能力なき社団の特徴でございますので、会派が実質的に存在しているということで、パソコン1台についてもそのまま会派Aに承継されるのだという事例でございます。

ほかにもまだまだいろいろな事例が想定されるだろうとは思いますが、私どものほうで大きく3つ例を挙げて検討してみました。最後になりますが、5番目、残存価格相当額の市への返還方法でございます。

先ほどから何回か市のほうに返還していただくということを申し上げましたが、具体的にどういうふうに返還するのかということなのですが、考え方としては、基本的には各年度末に収支報告書を提出していただくこととなりますので、その収支報告書の中で残存価格

相当額を収入として上げていただくと。それで、全体の収支差を取りまして、その差額分を返還していただくということになります。そこを細かく規定したのが（１）から（４）までということで、最後の４ページのほうに実際の返還の例を記載してございますので、そちらのほうは御覧いただきまして、また何かお気づきの点がありましたら、後日でも構いませんので、お知らせいただければと思います。

座長

これにつきましても、課長から非常に細やかな丁寧な説明がございました。非常に分かりやすい説明かと思えます。

それでは、皆様から御意見があれば伺いたいと思えます。

村上委員

価値のあるものを廃棄してしまうというのはどうしても引っかかるわけです。価値がまだたくさん残っていると、計算上も、あるいは物としてもです。

物に焦点を当てた場合に、「それなら分かった。捨てるのはもったいないから、遡って政務活動費を返還します。会派として買わなかったことにします」というようなことにすると、捨てなくてもいいのではないかと思うの

ですけれども、そういう考え方はありますか。つまり、20万円のパソコンを買うじゃないですか……。

庶務課長 政務活動費につきましては、これは交付決定をして行っておりますので、そこには公法上の債権債務というものが発生してしまいます。それを遡って買わなかったことにするということは、これはちょっとできない話でございますので、今ほどのお話については少し無理があらうかと思えます。

村上委員 返還できないということですか。

庶務課長 そうです。

村上委員 どうしても価値のあるものを捨てなければいけないと。廃棄しなければいけないということですか。

座長 その年度中にということではなくて、既に過去の年度において執行されたものということと、同年度においてそういったことができるかということとの区分けもあつての質問というふうに理解してよろしいですか。

村上委員      どうすればいいのか分からないのですけれども、価値のあるものを捨ててしまうということに物すごくもったいなさというか、違和感を覚えるので、その救済措置、人や政務活動費のことではなくて、物に焦点を当てたときに、果たしてそれでいいのかという疑問が生じるわけですよ。そのことについて、放っておいて、このまま廃棄だということはなかなか納得しづらいなと思うので、何かいい方法はないものかなと思って今の提案をしたわけです。

座長            村上委員に申し上げますが、意見としてお聞きしたいと思います。  
事務的なルールをつくるところですので、事務的にそれができるのかという質問であれば、今ほど申し上げましたとおり、事務的に可能性があるとしたら同年度なのか、それ以前のものなのかという立て分けでの質問でしたら議論をしてもいいかなというふうに感じましたが。

村上委員      その前に、捨てるということはやむを得ないということで、仕方がないということですよ。捨てるということに私は疑問を感じているので、廃棄するということはやむを得ない

ということをみんなが同意しているのであれば、これでしょうがないと私は思いますよ。だから、そのところを皆さんが同意して、価値があっても廃棄するのだということをおっしゃる方が納得されるかどうかということをおしは確認しておきたいのです。

久保委員

今、村上さんが言われた、政務活動費を使って購入したものを、価値があってもまだ利用もできるのに、それを処分してしまうのはもったいないのではないかとすることは、まさに皆さんも同じように思いました。

まず、制度上でいうと、残存価格相当額がゼロになっても、これを簡単に個人やほかの会派に譲渡できないというのが1つ目のルールなわけです。であるから処分しなければならないという発想になるわけです。

今回、改選を迎えますので、全ての会派が存続できるかどうか当然分からないわけです。その中で、存続できなかった場合に、まずはどうするのかを申し合わせておきましょうということで、残存価格が残っているものについては、消滅する会派の総員で残存価格を返還しましょうという申合せをまずしたいというのが事務局と座長、副座長の思いであります。



まず、無駄にならないようにするための方法として、備品の承継は制限しておりませんので、なくなる会派が新しくできる会派に対して承継を求めて、新しい会派がそれを認めれば処分はしなくても済みます。これはルール上の話になります。承継をするということになれば処分はしなくてもいいと。

誰も承継をしない場合は、実際にその備品自体の行き場所がなくなりますので、要は事務局でも受け取れない、会派でも受け取れない、当時の所属の議員でも預かれないということなので、そこは処分をしていただかなければならなくなるというふうに御理解をさせていただいて、実際にそういうもったいないという事情が出ないように、新旧の会派の中でも、しっかりとコミュニケーションを取ることでもったいないを防ぐことは現実的にできると思います。

座長

今、副座長が申し上げましたけれども、要は、これまでは政務活動費、市民からの貴重な税金等の使い方の問題点として、大体の会派は長らく、旧富山市時代から存続してきたという経緯もあって、ここは改めて今の指針として、まさに村上委員がおっしゃるようなもったいないということが発生する可能性が見え

てきたので、それを踏まえて、今後こういうルールですということをもう一度明確に皆さんが知っていないと、4年間で基本的に会派はなくなるという可能性の下で備品等を購入し、その中で価値が残るようなことがあれば、それは今のルールではこれを市に返還するという行為で処理をしなくてはならないですよ。その覚悟を持ってそれぞれの会派は備品等の購入を行っていただくことになりますよという確認の作業をさせていただいたということになりますので、ルールとして今こういう状況ですと。先ほど村上委員がおっしゃったように、そのルールを皆さんは承認するのかというふうに捉えれば、まさにそれは1回、決を取らなくてはいけないというふうになりますが、現状のルールとして、そういうルールの下でやらざるを得ないというのが実態かと思います。

村上委員

久保副座長の話はよく分かるのです。それをお聞きしても、承継できる場合の説明をされたけれども、承継されない場合にやはり無駄になってしまうということは間違いないということですよ。

座長

そうです。

村上委員       それを皆さん承知の上で、座長がおっしゃったようなことを考えてくださいということですよ。

座長             ありがとうございます。まさにそういう内容を……

押田委員       3ページの例の②の件でお話をお聞きしたいのですけれども、これは事務局になるのかもしれませんが、今、座長が言われた、覚悟を持って購入しましょうという話になりましたよね。ところが、これは物品でございますので、故障であったり、どうしても、やむを得ずに買い替えなければいけないということもありますよね。

そうなってくると、覚悟を持って買ったものでも、例えば3年目のときに購入しましたが、当然通るつもりで覚悟を持って買いましたが、残念ながらということもありますよね。そうすると、12か月間は使えますけれども、36か月間は、もしかしたら自分が払わなければいけないと。

そういうことになってきますと、市民から選ばれた議員が政務活動を行うために、やむを得ずパソコンを買おうというところですけども、残念ながらになった場合は、その債務

を負うということになったら、政務活動に支障を来すことになるのではないのでしょうか。改めて、壊すつもりはないのですけれども、でも、そういったこともあり得る事例ですよ、これは。

座長

押田委員のお話もよく分かりますが、陳腐化するだとか、これは前回、何かそういった議論もしたかと思いますが、故障だとか、そういったものについても当然想定される、一般的にもあり得ることですので、それはその都度、市民への説明責任の下で改めて購入するのか、経費をかけて修繕するだとか、そういったことも発生すると思いますが、いずれにしても、今の質問がこの案に反映するということではないと思いますが。

久保委員

補足だけしますと、備品を買うというのはこういうリスクが伴うということになりますので、皆さんが任期途中で、任期を超えて残存価格が残るようなものを購入する場合は細心の注意を払っていただきたい。

その上で、押田さんの言われたようなことの対応の方法としてはリースやレンタルがありますので、備品を購入せずにリースという対応をすることで、残存価格が残るような備品

を所有しないということは皆さん御検討いただいて、そういった中で対応していただければというふうに思います。

赤星委員 参考に聞いてみたいのですが、他の議会、他自治体、例えば県議会ですとか、ほかの市議会でもこういうような考え方が標準なのですか。

座長 備品についてということですね。

赤星委員 はい。

庶務課長 今回、備品についてどう取り扱うかと、改選間近ということがあったので考え方を整理させていただいたというものですから、他の議会でどう取り扱っているかというのは、正直把握しておりません。  
あくまでも、本市のほうで法的な会派の性格はどうかと、本市の規定はどうかと、そのルールにのっとってやっておりますので、ですから、逆に言うと、本市の運用指針のルールなので、もしかしたら他の市議会とは運用は異なるかもしれません。

座長 この問題提起とともに、これをもう1回整理

しようということで、冒頭に課長からありましたように、判例等を見ていただいて、そして、このあり方検討会の当初の目的どおり、市民から信頼されるような政務活動費の運用を我々は富山市議会としてどういうルールにしていくかということですので、そういう中で、今、備品について、富山市議会の状況から考えると、この改選時期において、万が一にも想定を一知らなかったということで物品を購入して、結果的には今のルールに基づいて市に返還をしなければいけないということを知らなかったというわけではなくて、これはもう既に指針に書いてありますので、その確認をさせていただくということでもあります。何とぞ御理解をいただきたいと思えます。

江西委員

知らなかったと言われたら困るということ、まさに言われるとおりだと思っておりますが、これがこの終盤に来て出てきているというところが非常にあれかと思うのです。

先ほど大野課長が言われたことで、まことしやかな言葉で混同すると駄目だと思っておりますけれども、交付決定を受けているのは政務活動費であって、購入の交付決定かどうかというのは本来違うわけですよ。だけれども、これは交付決定があるからということで、ま

るで裏づけがあるような表現があったのは僕はどうなのかなと思うのと、それと、この指標、今、赤星委員から質問がありましたけれども、同じようなことをうたっている議会は調べたらいっぱいあります。多分、過去に何かトラブルを起こしたような議会なのではないかなと思うのです。

だから、これはどこかが主導で同じようなパターンをみんな出してきていて、深く考えていないところで同じような規定が慢性的に入っている。

私、政務活動費のあり方検討会の委員を過去にもやっていたけれども、こういうことを実際に議論した記憶があまりないのです。こういったことに使える、使えないということで、こういったマニュアルチックなものは、恐らくどこかを参考にしてどこかがつくったものが来ているのだと思うのです。

だから、この期に及んではもう仕方のない話で、座長の言われるとおりで、覚悟してこれで乗り切っていこうということと、お互い信頼し合いましょうと。小会派であってもそういったことを、まさに座長の言うとおりで、確認するというところに意義があるのだというふうに思います。

座長                   ありがとうございます。

泉委員               1つだけ確認というか質問なのですが、要は、今のやり方というのは遡及法ではないですけども、今まで曖昧だったところを今この場で決めましたと。だから、改選後は当然これに従うことはもちろんなのですが、過去に遡っても適用しますという判断でいいのですか。元から書いてあったと言われたものですから、それを確認したと。

庶務課長            そういうことです。

泉委員               そういうことですね。確認だけなので、別に意見ではないです。  
今後も、今まで持っているものに関しても、当然これが適用されますよという確認でいいのですね。

座長                   はい。

泉委員               了解しました。

座長                   それでは、備品の取扱いに関する確認はここまでにしたいと思います。  
本日お配りしました資料に基づき、備品の適



切な管理・処分に努めていただきますようお願いいたします。まさに今、おっしゃったとおりです。

次に、協議事項3番目、各会派から提出された運用指針上の課題・対応案についてであります。

本日は、お手元に配付のA3の資料のとおり、残る8番から10番までの3案件について協議を行います。資料を御覧いただいたとおりです。おかげさまで1回目も2回目もそれぞれの会派がしっかり議論をしていただいて、合意形成をしていただき、成案に持っていった内容もあります。

本日はこのブルーのところです。協議の流れとしては、一つ一つ協議していきませんが、まず、提案された会派から課題と対応案について説明をいただき、次に他の会派から順番に御意見を伺いたいと思います。

その後、改めて賛否を伺いますので、その結果、全会一致で賛成となれば指針に明記するなどしていきたいと思います。

それでは、8番目の案件について、公明党提案ですので、松尾委員、お願いします。

松尾委員

広報誌につきましては、これまでもさんざん議論をしてきたことだと思います。広報誌の



座長                    それでは、順番に行きましょうか、社民党、村石さん。

村石委員              現行のままでいいと思っています。  
なぜなら、市議会議員は市民の負託を受けて議会活動あるいは議員活動、市民の要望を聞いて、活動しているということがあります。そのことを市民に周知していく上では、写真や個人名が必要であると考えています。  
多くの議会においても名前や写真が掲載された広報誌を政務活動費を使って発行しているということからも、現行のままでよいと考えています。

座長                    まずは一通り意見を伺いたいと思います。  
共産党さん。

赤星委員              私は反対です。現行のままでいいと思います。  
なぜなら、会派を構成している議員の議会活動を行っている写真ですとか、記事に関係する最低限の写真や名前を載せることは何ら問題ないと思いますし、逆に、議員名も写真も入っていない名前を伏せたような広報誌というのは、市民の皆さんからすると不思議な感じがすると思うのです。なかなか読んでいただけないのではないかとということで、よほど、

もろに後援会活動ですとか、議員の何とか杯のパークゴルフ大会ですとか、そういう後援会行事の写真などが載せられていたり、議員個人のPRみたいな大きな顔写真が目立つところにプロフィールとともに入っていたり、そういうのは避けるべきですけれども、必要最低限の活動をしている、議会活動などの写真を載せることは必要なことだと思いますので、そういうものが出せなくなると、ますます広報誌を出せなくなるといふふうに考えますので、現行のままでいいと思います。

座長 誠政さん。

橋本委員 当然これは明記されるべきだと思っております。

まずこの問題の発端となったのは、指針に書いていないからいいだろうということで、全然最低限ではなくて、もろに個人だよりみたいな、市政だよりみたいなね。これはしっかりと明記しようということでこの議論が始まったと思うのです。

私はこの4年間、4年前に村上座長で始まったやつでしたか、当然、このことは駄目だろうということで始まったと。

いずれにしても、もう残り少ないですけど

も、この任期はこれをきちんと明記して、こういうことには支出できないよということをはっきりと確認したい。

次の任期でまた新たにこの指針を変えるのであれば変えればいいと思いますが、私たちの今の4年間の任期は、しっかり明記したもので閉じたいと思っております。

座長 政策フォーラムさん。

金井委員 この4年の間に議会報に小さい写真が出たから△にしました。議会報で本当に小さい写真が載っているということで、○から△になったのです。まだ迷っているというのが事実です。

座長 迷っているということですかね。  
維新さん。

上野委員 日本維新の会の上野です。  
意見聴取があった時点では×にしていたのですが、今までの議論でも出たと思うのですが、写真を全く載せないという御意見が多数だったかと思うのですが、ただ、例えば写真を載せるという形にすると、所属議員を全員載せるのかとか、事細かなところまで決めないと、

恐らくまた運用指針に載っていないという話になってしまうなということを考えていましたので、今回は使用不可という形で明記することで、しっかり線引きができればなというふうに意見を変えさせていただきます。

座長 公明党案に賛成ということですね。  
自民クラブ。

村上委員 当然、公明党さんの意見に賛成であります。  
今のお話を聞いていると、個人の名前や写真を載せたいからこれを明記しないのだというふうに聞こえたのでびっくりしたのですが、そういうことをやめましょうと言って、橋本委員がおっしゃったように運用指針を決めたはずなのですよ。個人のコマーシャルに使うのは駄目だということだったのに、個人のコマーシャルになりそうなものを載せたいから明記することをやめようというのは論外であります。  
客観的に書くことはできますよ。「〇〇議員が議長になりました」と、客観的な文章で作ることはできますが、それはコマーシャルになるではないですか。「〇〇委員長になりました」とかですよ。客観的な記事であっても、それをその地域に配れば当然コマーシャルに

なる。あるいは、一緒に名刺を配ったり、後援会活動を一緒に合わせたりすれば、十分にコマーシャルになると。そういう紛らわしいことはやめましょうということで、とにかく政務活動費をコマーシャルに使わないという趣旨でありますから、当然顔写真や名前を載せたら駄目だというふうになります。

それをおやりになりたいのであれば、後援会活動や個人の広報をするという趣旨でありますので、当然これは明記して、趣旨をしっかりと守るということにすべきだというふうに思います。

座長

今、一通りお話を伺いました。上野さんについては、当初の意見を今期の議論の中で意見を変えたというお話がありました。

それぞれ今お話をされた中にありますが、やはり私もこのあり方検討会の指針、全国的にとにかく厳しい運用指針をとという流れ、もう本当に何度も皆様方に昨年からお話をさせていただいて、もう1回原点に戻ろうということで、多くの皆さんに賛同いただきながら成案に2つ、3つと今期はこぎ着けてまいりました。

政務活動費の不正等において、本当に市民の信頼を失ったと。市民の信頼をどう、この政

務活動費の運用において、改めて富山市議会が本当に市民に信頼される議会に生まれ変わったという、そういう姿を見せる1つのきっかけになればという思いで、あれほど厳しい、全国一厳しいと言われるようなものについて、当時の社民党さん、共産党さん、今回改めて、今期については村石さんも赤星さんも参加していただきましたので、いろいろな議論を前向きに検討してこられたことに本当に感謝をしております。

そういう中で、個人名等が載る広報誌については、厳しいと言われる運用指針の中では、現実的には発行をしていない、全部自費でやっているというところが—これも既に承知と思いますが、自民党さんはどうですか。こういった広報誌は。

久保委員 後援会活動等が含まれる可能性があるので、全て個々が後援会で行っております。

座長 発行することになれば、政務活動費は使っていないと。新たに当選されてきた議員も、自民党さんは当然その運用指針に基づいた精神で、もし発行するのなら個人でやるということで行ってきているということでございます。公明党さん。



松尾委員 最初にも言いましたけれども、要は政党活動、個人の活動、PR、そういった疑いを持たれる可能性があるということは、理解は……

座長 政務活動費を使った広報誌を発行していますか。

松尾委員 いいえ、個人で。そういったものは疑いを持たれる可能性があるので、個人で出しています。

座長 公明党さんは発行していない。  
社民党さん。

村石委員 現在は広報誌を発行していませんけれども、会派の意思統一としては、議員個人の名前や写真が掲載された会派としての広報誌は、今後作成していこうということになっています。

座長 社民党さんは、昨年度、東委員が参加しておられました。そのときに、昨年度のあり方検討会の東委員の発言ですと、「今は自費で作成しています」と。それはなぜですかと私が尋ねたところ、「ここでいろいろと議論があって、また、問題とする委員の方が多いということであればもう自費で」ということで、

議論になるようなことはしないほうがいいということで、自主的に広報誌については自費でやっているというお話がございました。ということで、今年度もそうだと思うのですが、社民党さんは、現状、広報誌は個人で一発行するときは政務活動費を使っていないということでよろしいでしょうか。

村石委員 今までの形式、様式のものについて、政務活動費を使っていないというのは事実です。ただ、何回も先ほどと同じことを繰り返しますけれども、会派として広報誌を作るときには当然個人名や写真を載せて作るという方針を持っているということだけは付け加えておきます。

座長 方針としてはあるけれども、今現在は発行をしていないということですか。

村石委員 何回も言うように、前と同じような形式の広報誌は発行していない、これは事実です。

座長 共産党さんは、現状、政務活動費を使った広報誌を発行されていますか。

赤星委員 3月議会の報告は作ります。コロナで半分

したではないですか、政務活動費。そうすると、どうしても年間の印刷代が足りなくなってしまいます、4回出しますと。そういったことも考えて、1回、2回ぐらいは自費で出したこともありますけれども、最後のものはきちんと政務活動費で出させていたいただきたいと思っています。

座長 前回か前々回か、現状、共産党さんは政務活動費を使った広報誌は作っていないという話でしたが、3月議会については作るということですね。

赤星委員 それは広報誌とはまた別で、議員が何月何日何時から質問しますというお知らせのようなものです、もっと数の少ない。それについては、今は政務活動費で作っていないという話だったと思うのですけれども。議会が終わった報告、議会報告は今さっき言いましたとおりで……。

座長 今年度も使用していたということですか。

赤星委員 はい。

座長 もう既に使用しているし、3月議会について

も広報誌を発行する予定だということですね。

赤星委員 はい。したいと思っています。

座長 誠政さんはどうされていますか。

橋本委員 ないです。

座長 フォーラムさん。

金井委員 ないです。

座長 維新さん。

上野委員 光の頃も、この後も支出予定はないです。

座長 光の時代もないし、この後もないと。  
自民クラブさん。

村上委員 広報費の支出はありません。

座長 原点に立ち返るという話を先ほどしましたけれども、市民の信頼をなくし、あり方検討会を立ち上げたとき、五本座長の下で僕は副座長でスタートさせていただいて、その後、村上委員が座長になられて、ある意味で僕は裏

方として、そして最後まで相当厳しい議論をして、とにかく市民目線で厳しい方向へ、厳しい方向へというふうにハンドルを切って、全ての会派がいいという支出だけにしようと、他の会派、委員が反対するような支出はしないと、これが原則だという話を、今期の検討会でも何度か村上前々座長からお話をいただいたとおりでございます。基本的には改選後の4年間で大きく議論を重ねてこられた、個人名等が載っている広報誌については、多くの議員、会派がそれは個人で発行するもので、市民から疑念を持たれる可能性があるような支出はしないということをやってきたことをもう一度明文化しようというのが今日の議題でございます。

そういった観点から、まずはフォーラムさん。△のままですが、どうですか。

金井委員

この4年間で考え方が少し変わりました、根本的に架空のものかどうかというのではなく、実際に発行している広報誌の顔写真、名前については少し考え方が変わったという個人的な意見も含めて、正当に発行しているものであればいいのではないかという気持ちが湧いてきたということです。

決して、やっていないものをやったというこ

とではなくて、やっているものに対する意見を私は述べているので、これについては、4年前とは少し感じが違おうと。正当な市政報告会であれば、堂々と自分の名前、顔というのは出してもいいと私は思います。そういう意味で考え方が変わったと言いました。

ですから、これは今、現時点ではかみ合わないかなと。現時点では、私は載せてもいいと思っています。

座長 今、現時点では発行していないのですよね。

金井委員 発行していません。

座長 政務活動費を使った支出はしていないということですよ。

金井委員 はい。

座長 先ほどお話がありましたけれども、議会報で顔が載るようになったので、逆に個人の広報物は政務活動費を使わなくてもいいというような意見になるのかなというふうに思いましたので、あえて意見を聞かせていただきました。

赤星委員

私、これまで折れるところは折れてきました。ですが、今回これだけは私は絶対に譲れないです。

だって、おかしいでしょう。何か今の議論ですと、広報誌を出さないほうがいいみたいな話になっていて、それは違うではないでしょうか、皆さん。

そもそも、座長が「原点に立ち返る」とよくおっしゃいます。そのとおりだと思います。政務活動費の不正で市民の信頼を失った、そこを出発点として反省に立って、不正のない議会をつくろうということで私たちも一生懸命やってまいりました。その不正とは何だったかと。特に広報誌に係る不正がものすごく多かったわけです。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。そういった中で、うその領収書を使って印刷もしていないものを……。

座長

今の「\_\_\_\_\_」というのはちょっとあれですね。

赤星委員

すみません。印刷していないものを出したり、本当に刷ったものは自分の顔や名前を入れて、後援会誌だったのに違うサンプルを

つけて出していたものであったり、それが広報誌に関わる主な不正ですよ、信頼を失った。だから、そういうものではなくて、会派に交付されている政務活動費ですから、各会派が責任を持って、会派の所属議員がこんな活動をしましたよということをオープンにして、市民から分かりやすい、見える化できるような、お互いにそういう広報誌を作って、どんどんお知らせしたらいいではないですか。会派に交付された政務活動費で勉強をしたり視察に行ったりして、いろいろな活動をした最後の出口だけが議員個人の後援会活動になるというのは、すごく変な感じがしますよ。だから、周りから出さないのが多数だからといって責められても、ここは間違った方向だと思います。これは譲れません。

高田委員

今日配られている運用指針抜粋の24ページ、25ページ。これは、私たちが補選で当選した後、皆さんが厳しい目で作られたものを抜粋されているのですけれども、24ページの広報広聴費には、会派が行う活動、市政について住民に報告するための経費で、使えるものの基準が書かれていて、25ページには、扱うことができない事項として、最初に「政党活動や選挙活動とみなされるものは、会派



に関わりを有するかを問わず、いずれも扱うことはできない」と。その下に、例として、「選挙活動や事前運動とみなされる事項としては、次のものが考えられる」。その中に、「選挙の候補者及び立候補予定者の顔写真、氏名、住所に関する事項及びスローガン等の事項」。これらは扱うことができない事項に拳がっているわけですね。

つまり、最初に座長や松尾さんからもありましたけれども、疑念を持たれる可能性がある。会派として発行するものがオーケーであって、その後を読み込んでいっても、個人ではなく会派がどんな質問をしたか、会派として、その会派の中から誰か個人がそれぞれ質問しているということでオーケーなわけであって、顔写真や個人名が必要ではないこと、あとは、例えば送付用の封筒も会派名義のものを使用しなさいと。個人名義ではなく、また、特定の人に知らせるものではなく、広く市民の方に広報しなければいけないということも書かれているわけですね。

ですので、これ以上のことは私はないのではなかろうかと聞いているのですが、いかがでしょうか。

座長

高田委員御指摘の25ページのところに、既

にこの運用指針の留意点として具体的に、選挙の事前運動とみなされる可能性がある立候補予定者の顔写真等ということの記載があつて、社民党さん、共産党さんは、この改選期に近づいてきて、あえて広報誌等を政務活動費で運用するのは控えているのかなというふうに僕は勝手に思ったのです。他の会派の方々は、そういった広報誌に政務活動費は使えないと、もう既に指針に規定してあるではないかというのが今の高田委員のお話であつて、それでも発行されているところがあつたので、この表記が曖昧だということであれば、この精神が曖昧だということであれば、明確に活字にしないといけないねというような話だと思います。

村上委員

そのとおりで、話が逆戻りしてしまっているので、よく整理してあつたと思います。それで、先ほど赤星委員がおっしゃったときに「あれっ」と思ったのは、非常に問題発言ですよ、あなた。「\_\_\_\_\_」と。というようなことをこの検討会は認めてはいけませんよ。

座長

それは訂正したつもりですので、御理解くだ

さい。少し言い過ぎの感があったかと思えますので、そこは改めてまた議事録を……。多分、それは赤星さんも分かったからお話しされたと思えますので。

#### 江西委員

本当に今、座長が言われたとおりで、駄目だと決めたルールだとみんなが共通理解をしているはずなのに、そうではないと言われることがあるから改めて念を押されたところがあるわけです。

実はこれが正義かどうかというのは、皆さん、別に議論しているわけではないのです。どこからも何も言われないうえにルールをつくって、そのルールを取りあえず4年間守っているということをやっているはずですよ。

所変われば、例えば尼崎市というのは、どうやら自民党ではなくて維新の会が市民の矢面に立つ政党のようですよ、向こうは大きいんでしょうね。維新の会が会派全体で出している顔写真入りの誠にスマートなもので、僕らは「へえ、立派なものを出しているな」と思うけれども、あれは市民オンブズマンに裁判にかけられて、監査委員にも金を返還せよと言われていているわけです。

そういったことに同様に巻き込まれたら、社民党さんのやつは、あれと比較すれば間違い

なくやられる。だけれども、\_\_\_\_\_の、この前、新潟のあるところが市民団体の方を呼んでこられて、こんなものを見たら、どう考えても駄目でしょうという……

座長 「\_\_\_\_\_」も訂正ですね。

江西委員 すみません。地方のところから一誠に失礼いたしました—出てきたところがいいと。だから、それぞれ正義か悪いかというのは全く分からないのですけれども、どこからも何も言われない富山市議会にしようということのみんなが共通で決めたルールを守るか守らないか、そこだけの問題だと思います。要は、私はこのルールから離脱しますということを宣言されるのか、ルールの中に入りますと言うのか、そこだと思います。

これが法律に整合しているかどうかというのは、まだまだ難しい問題だと思います。自腹でやれば済むことですから。それで回避しましょうよ。

座長 先般、副座長も確認されましたけれども、やはりルールはみんなが合意したもので、要するに法的に云々ではなくて、自分たちで全員一致したルールにしたいというのが私の思い

ですので、平行路線で終わらない議論にしたいなという思いです。

村石委員

何点か指摘されましたので、考え方を整理していきますけれども、社民党の出してきた広報誌についていろいろ言われました。

ただ、運用指針について、水戸市議会から、事務局の方は分かっておられる一少し前の話なので分かっていないかもしれませんがけれども、水戸市議会が調査したときには、富山市議会では個人名の広報誌も発行が可能です。会派が認めたものであれば個人名でも広報誌の発行は認めますと。いろんな裁判の判決を見ても、会派が認めれば個人の広報誌でもいいというのが裁判の考え方です。

水戸市議会の調査項目の中で、写真の掲載について規制がしてあるのかという質問に対しては、写真の掲載については特に規定していないと答えられています。

したがって、新しい運用指針が改正された後もそのように解釈されていたという具合に私は考えています。

ただし、先ほど尼崎市議会のことも出ましたけれども、これは以前に松尾委員も尼崎市では顔写真や個人名、それからプロフィールなど、いろんなものが出ているものは一切認め

ないという判決が出たということ、このあり方検討会で紹介されました。

控訴審で出た判決は、政務活動に関わらない写真や記事について、プロフィールとかそういうものについては政務活動費を充てることはできないという判決です。

したがって、単に写真があったり個人名があったりすることが政務活動費を全く使ってはいけないということにはなっていないで、あくまでもその内容が政務活動費を使う合理的な理由があるかないかだけで裁判所は判断をしているという具合に思っています。

したがって、高田委員も言われましたけれども、ただ単に顔写真や個人名や住所があるだけでは問題があるということではないと思います。

ただ、時期が時期で、名前とか住所とか公約とか、いろんなものが出ているものを配るといふことには、ある専門家は慎重にやるべきだと。事前の選挙運動だと思われるからということ、従来やっている方法で広報するのならいいけれども、そういうことは気をつけたらいいよという専門家もおられました。

座長

村石委員に確認しますが、今既にある運用指針の留意点には、選挙の候補者並びに立候補

予定者の顔写真ということが明記されていて、事前運動とみなされる事項については云々と、ここは気をつけてくださいよということが明記されております。確認ですけれども、先ほど、広報誌については、今後、発行されるというふうなお話がありましたので、政務活動費を使って広報誌を発行される場合、顔写真は載せない予定ですか。

村石委員

そういうことは言っていません。

要するに、24ページの2の(1)に関する項目は、報告してもいいよということが一方であるのです。例えば、定例会で質疑応答をしたときの写真や名前ということがあっても、それはこの内容に含まれると思うのです。

ただし、おっしゃるように(2)の選挙活動及び選挙の事前運動とみなされる事項というものももちろんありますから、そこはその内容、時期というものを注意しながら、政務活動費として、社民党は会派として名前や写真を掲載して広報誌を作ることの方針は変わらないので、今の案については反対だということです。

橋本委員

今の案に反対とかいうその前に、既にある指針に違反しようとしているので、今の案とか

そういう話ではないということをお願いの  
です。

座長 金井委員にもう一度お尋ねしますが、これま  
での議論を聞いていて、この留意点、ある意  
味では、もう既に富山市議会の指針の中には、  
個人名で発行するものには政務活動費は使う  
べきではないということが厳しく規定されて  
いるという認識でいる会派が多くあるわけ  
ですが、この留意点をなくすというような思い  
もありますか。

金井委員 少し言葉が足りなかったのかも分かりませ  
んが、現行ルールでは、顔写真及び氏名は無理  
だということは理解しています。

座長 それでは、これは△ではなくて○ですね。

(「誘導している」と発言する者あり)

金井委員 「指針に使用不可と明記する」と対応案に書  
いてあることに疑問を持っているということ  
です。明記しなくても現行ルールではできな  
いことになっています。

座長 現行のルールではもうできなくなっていると



いうことでよろしいですね。現行ルールではできないと。よろしいですね。

金井委員 はい。

座長 では、現行ルールでできないということを明記してもよろしいのではないですか。

（「何か誘導して」  
「する必要があるかと」  
「分からない人がいるから」  
と発言する者あり）

座長 誰かフォローしてもらえないですか。

久保委員 まず、皆さん自分たちの立ち位置を確認しないといけないのは、富山市議会は特に国政政党の名前を会派につけているところが多くあります。その時点で政党活動と政治活動、議員活動、いろんなものが市民から見たら分かりづらくなってきているというところをまず私たちは1つ理解する必要があります。その上で、今期、この4年間をどういう思いでやってきたかということ、例えば住民監査請求や住民訴訟が起こらないように、安全側、安全側と、しっかりと明確に、ここであれば

しっかりと使えるという範囲に限って使っていきましょうと。

確かに、この法律の立てつけ上、いろんな判例から使える範囲というのは分かってきますが、富山市議会としては、まず裁判に持っていかれるような行為は、この4年間はやめましょうと。要は、裁判所に判断を委ねるようなことはないようにしましょうと行って4年間やってきたと。

座長の思いは、今年度の締めくくりとして、こういったことは今期は駄目だったという結論を皆さんで明記しようではないかと。もう明記してあるけれども、それであっても不安定な部分があるから、しっかりと明記をした上で次にバトンを渡して、先ほどから出ているように、新しい議員が新しい考え方の下で、次、この指針を踏まえて考えていけばいいのではないかとということなのです。

ですので、今、自分たちが疑念を持たれるかもしれないということに関しては、今期は徹底的にそういったものを排除してきたのだということを示す上で、この提案について皆さんに賛同していただけるものだというふうにずっとやってきた一委員を務めてきたり、座長を務めてこられた各関係者の方は、そういう思いで取り組んでこられているのだろうと

いうふうに思います。

この先のことではなくて、この4年を振り返って、集大成として今あるべき姿というのをもう一度考えていただいて、結論を皆さんに出していただきたいなというふうに思います。

座長 金井委員、何かありますか。

金井委員 あえて書くべきかどうかというところに、そんなに固執するつもりもないですけれども…  
…。

座長 ないですけれども、書いてもいいということ  
でよろしいですか。

金井委員 変えるときは変えるということですね。

座長 また繰り返して恐縮ですが、社民党さんは昨年度、東委員から、「こういった議論になるようなものは会派として作らないことにしました」という発言があったので、社民党さんはもう既に、ある意味では軌道修正をされたのだなというふうに認識していたものですから、これを提案という形になっているのですが、それは東委員が少し言い過ぎたということですか。

村石委員 違います。彼が言ったのは、個人名で発行するものについては政務活動費を使わないということ所以说したので、今後会派として出す広報誌について、個人名や写真を載せることまでを否定した意見ではありません。それははっきりと言っておきます。私、何回も言っていますよ。

座長 分かりました。  
ということで、個人名を使った広報誌には使わないということによろしいですね。

村石委員 個人名のタイトルとした広報誌一分かりませんか。要するに、皆さんから個人名を判にした広報誌についていろいろと指摘がありました。したがって、個人名を判とした広報誌については個人で負担しましょう、政務活動費は使わないでおきましょう、ただし、会派名を判とした広報誌については写真や個人名を挙げることはいいというのが会派の考え方です。整理していただけましたか。

座長 タイトルが違うと。

村石委員 はい。判が違う。

座長 大きいタイトルが違う？

村石委員 そうです。

座長 小さく顔写真や名前が載ることはよいと。

村石委員 はい。

村上委員 会派の名前がタイトルであればいいというのでしたら、自民クラブをやめて「村上 和久」という会派にしましょうか。そういうことが可能なわけですよ。

（「可能です」と発言する者あり）

村上委員 いくらでもそういうことができるわけですよ。

（「一人会派の場合ね」と発言する者あり）

村上委員 そうでしょう。一人会派の場合、自民クラブとしても「代表 村上 和久」と、いくらでもコマーシャルできますよ。そういうものをやめましょうと言っているわけです。そうやって決めたわけです。

判例がどうであろうと、判例よりも厳しいものを我々はつくったわけです。我々は組合と

して第三者機関もつくったわけです。そのルールに従いましょうと来たのに、判例がどうの裁判がどうの。だったら、組合から抜けて、「私は裁判で戦いますからこれには入れません」と言っているようなものですよ、先ほどから。そういうことは先ほど江西委員もおっしゃったようなもので、この組合といいますか、政務活動費のあり方に従っている以上、やはり決めた趣旨に従っていかないと。タイトルがどうのこうのという話は今言ったような話で、あまり意味がないと思います。

#### 江西委員

さっきの撤回したところからスタートで、平和だということと言いたかったのに言えなかった一要は平和ではないわけです。この中で既に異論が出ている。私どもは全て市民の代表で出てきているわけです。その中でもう既に異論が出てきていて、金井さんは、それはうたわなくてもいいのではないかとと言われるけれども、うたわなかったらやろうかというふうにと言われるからうたおうというふうな議論をしているところなので、何度も言いますが、これが正義か悪かということ僕らは議論しているのではなくて、取りあえずルールをつくったのだからルールを守りましょうと。そのルールが別の解釈をされるから別の解釈

がされないように念を押しましょうというふうなことを、これだけ多くの議論をしているわけですから、お二人には何とか、判断を変えらると言うことと変ですけれども、しっかりとしたルールがあるのに、平和ではないところで、実際によそでは判例がどうのと言いますけれども、実際にもめているわけですから、これはしっかりとやはり統一すべき。みんなが満場一致のところは、出ている議会がいっぱいあるのはみんな知っているわけです。普通に出しているところがあるのは分かっているけれども、私たちはこれをやめようと言っているということを理解しないといけないと思います。

泉委員

この話は私たち1期生、1年生議員として、要は、横野座長がおられたときに早々に話がありました。それでこの4年間です。まだこれは決まっていません。

座長の思いは分かります。全会一致で決まればもちろんいい。ですが、こうも決まらないものを何回も何回もこの会議に上げないでほしい。時間の無駄だと思います。1人がごねたら全部通るわけですから。ですから、多数決にするのか、全会一致にするのかということになれば、全会一致の方法を取るのなら、

事前に調査して〇の案件だけを上げればいい  
と思います。

4年間決まらないというのはこういうことだ  
と思いますから、意見として申し上げておき  
ます。

座長

非常に厳しい意見を賜りました。

今お話がありましたとおり、全会一致が最初  
から分かっているのであればこのテーマは出  
しません。前回、前々回ともに当初の意見を、  
議論の中で最終的には合意形成していただい  
て、先ほど示しましたように活字化、条文化、  
具体の例で恐縮ですけれども、赤旗に折り込  
むことについては、機関紙に折り込まないとい  
うことで活字にさせていただくことに御理  
解をいただきました。

ですので、最初から平行路線になるかどうか  
は当然分かりませんので、あくまでも、少し  
でも市民に一先ほど江西委員からもありまし  
たけれども、我々議員も基本的には市民目線  
なのです。ですから、本当に市民の方から、  
「ええっ、まだそういうことをしているの」  
というふうに思われることのないようなところ  
からスタートしたという、そういう確信が  
ありました。

ところが、その解釈が少し違っている方もい



らっしゃったので、ここはもう一度厳しいルールを、明文化するべきところはしようということで、再度議題として上げさせていただきましたので、何とぞ理解をいただきたいと思えます。

この留意点として書いた点が、もう少し明確にしていなかったことについて、議論が尽くされていなかったということになるのかもしれませんが、そこをもう一度条文化したいという思いに理解をいただければと思うのですが……。

松尾委員

ちょっと確認させていただきたいのですけれども、曖昧な支出、市民に対して政党活動、政治活動、個人のPRというような疑念を持たれないようにということでこれまでやってきたわけですが、村石さんと赤星さんに対しての確認で恐縮なのですが、要は、発行する広報誌が市民に対して一市民にもいろんな考えの人がいますからあれなのですけれども、政党活動、個人のPR、そういった疑念を持たれる可能性があるということを確認したいのですけれども……。

言っている意味、分かりますか。

村石委員            いわゆる市民オンブズマンが提起する訴訟の中でも、松尾委員がおっしゃったことは原告側から言われているということで、そういうような意見があるということは承知しています。

赤星委員            私たちが出してきた広報誌は、そういうことがないように留意して作ってきました。実際に市民の方からそういうふうな疑念などを言われたことはないです。

以前ですと、例えば選挙に向けて撮影した「がん首写真」と言いますよね。そういうものを下のほうに小さく3人並べて、2人とか入っていたような時期も旧指針のときはあったのですが、そういうものはいろんな判例でもなるべく載せないとなっていて、そういうものは入れないようにして、本当に議会活動で質問している写真など、そういうものだけは入れるようにしています。

ですから、政党のPRや個人のPR目的で作っているのではない、本当に議会活動、議員活動、会派としての活動で、こういう問題を議会で取り上げて、こういう答弁が出ましたとか、そういったことに限った広報誌を作るようにしてきました。

座長

前回、前々回に確認させていただいたことは、要するに政務活動費の執行については、全ての会派がこれはいいのではないかと言えるものしか執行しないのだと。この原点に立ち返って、いわゆるブラッシュアップといえますか、改定をしていこうというふうに決め方を確認させていただいております。

ですから、個人名を使った広報誌についてはみんながよいというふうにはなっていません。他の会派は、市民から疑われる余地がなく、それは使っていいのではないかというふうにはなっていません。むしろ使うべきではないと。そういったルールにしたのだから、そのまま個人名が記載された、顔が載っている広報誌には政務活動費は使わないというふうにするべきだと。私はあえて、もう今日が最後だと思いますので、座長としてこの問題提起については、先ほど泉さんがおっしゃったとおり決着をつけたいと思っております。

以前から確認をさせていただいたとおり……

赤星委員

どうしても、何か強引に決着に持っていくような雰囲気を感じてなりません、私。そうではなくて、全会一致とならないものについては無理やり決めないというのがもともとの方針だったはずです。

座長 おっしゃるとおりです。

赤星委員 ですから、この1個の問題に1時間近くの時間がたちましたけれども、合意できないのですから、正義かどうかを議論しているのではないという御意見もありましたけれども、市民目線とおっしゃいましたが、市民目線例えば、例えば富山市議会広報、議会だより、私が初めて議員に……

座長 申し訳ございませんが……。

赤星委員 ですから、それでさえ二十何年かかって、やっと顔と名前が出るようになったのですよ。これこそが市民目線ではないですか。誰が何を言ったか分からない広報誌なんか意味がないよというのが市民目線ではないですか。だから、わざわざ会派が発行するものが誰が言ったのか分からないみたいな、そういうものしか出せないというのは間違いだと私は思います。これだけ言っているのに、強引に座長が決着という、それはやめてください。

座長 まさにそのとおりなので、要するにそういうことをしたくないので賛同いただけませんか

というのが私の本意です。

松井委員 先ほど座長が「同意の」とか、いろいろ言われておりますが、この指針の25ページに書いてあることというのは完全に明記化されている中で、これをつくられたときには全会一致されたのですよね。

座長 もちろんです。

松井委員 それを事務局に確認します。

座長 事務局に確認するまでもなく、全て賛同いただいたものしか明文化できていません。当然賛同しているということであります。

松井委員 そうしたら、選挙活動及び選挙の事前運動とみなされる事項としては、次のものが考えられる。「選挙の候補者及び立候補予定者の支持又は不支持に関する事項」、「選挙の候補者及び立候補予定者の顔写真、氏名、住所等に関する事項及び当該者の政治スローガン、公約等に関する事項」、こういったことに関しては扱えないということが全会一致で決まっているということでしょうか。

座長                    そのとおりです。

松井委員                分かりました。

江西委員                赤星委員の言われることでは、全会一致をど  
      うちに置くかということで、全会一致したも  
      のにだけ使えるようにする規定なので、これ  
      は本来駄目ですよと書いてあるわけです。そ  
      の中で、社民党の村石さんと赤星さんが出す  
      よというものは、全会一皆さん一致で認めな  
      いわけですから。  
      だから、そういうふうに認めないからこの文  
      言を改めて書き込もうと言っているだけで、  
      基本的には、既にもうこの議論がされる前か  
      ら全会一致されていないものにお二人は出そ  
      うとされているということのを逆に理解して  
      もらわないといけないのではないかなというふ  
      うに思います。

赤星委員                今の松井委員、江西委員がおっしゃった、既  
      に出せないのだという解釈は間違いだと思  
      うのです。

ここに書いてあるのは、「選挙活動及び選挙  
      の事前運動とみなされる事項としては、次の  
      ものが考えられる」。だから今後、3月議会  
      号として、もし今年度中に出したとします。

そこに顔写真を載せて、名前をでかく載せて、これはもう選挙のパンフレットみたいなものだと、そういうものを出すわけがないではないですか、わざわざ。出しませんよ。

そうではなくて、今、公明党さんが提案されて言っておられるのは、年間を通じて、4年間全部、選挙の時期に関係なく、一切、議員が活動している写真や何々議員というキャプションでさえも入れないと。何々議員がこういう質問をしましたということさえ書けない、そういうことを明記しようという案なのでしょう。それは違うと思います。

今の指針でそういうものを一切出せないということはありません。そういう指針ではありません。そういう指針を合意したわけではありません、4年前。

ちょうど4年前の今日、この新しい運用指針を全会一致で決めているわけですけれども、そういうことに合意した覚えはないし、それは誤解だと思うのです。

座長                   では、平行路線ですかね。残念ながら合意は……。

村石委員           松井委員が言われている中身はそのとおり、みんなで合意をしたということです。

何回も言うように、一方で、24ページの2の内容基準の(1)に従うような形で広報誌を出すことについては認めましょうということも決めたということを私は言いたいので、したがって、現行のままでいいということであります。

橋本委員

皆さん、別に現行のままでいいのでしょうか、きちんと守ってくれば。それをいろいろ違う解釈をするからおかしくなるだけであって、こういったことをいろいろ使いやすいうようにするのは次の任期だと思っています。だから、皆さんがこれでいいのかといたら、今後ずっとこうやっていこうという思いは多分ないと思います。

ただ、この4年間に関しては、誰がどう見ても一番厳しい政務活動費の使い方にしようという思いで4年前につくったと。だからこそ、この4年間はしっかりしたもので閉じたい。いろんなものに使いたいということや、書き込みたいというのは次の議論になるのではないかなと私は思っています。

村上委員

このままいくと、せっかく決めたルールが瓦解する。禁止だと理解している人と禁止されていないと解釈している人がいるというのは



大変驚きですが、現実はそうだとということですよ。これは大変な問題ですよ。もうこの組合は崩壊したということですよ。  
このまま終わってしまったら、これはまずいですよ、座長。絶対にまずい。  
禁止されていないというふうなことでいいですかと2人が言っているのだから。ここで終わったらとんでもない話になりますよ、座長。

泉委員

あえて提案申し上げます。  
我々は議会です。多数決をもってするのが議員です。全会一致ではない案がここで話し合われて、それで、今、赤星委員も村石委員もこれを曲げないと言っているのだから、これ以上進めたって意味がないではないですか。  
ですから、多数決でいくのか、全会一致でいくのか、もう1回改めるのか、これを審議しないと何時間たっただけあしたの朝まで決まりませんよ。

座長

分かりました。  
それでは、今大変厳しい御意見が村上委員からも泉委員からもありました。  
これは多数決で決めてよろしいですかということ多数決で聞くのもあれですが……

（「駄目です、反対」

「反対。そんなやり方を最後によくない」

「よくないですよ」

と発言する者あり）

座長

私としては大変残念ですけれども、村上委員がおっしゃるとおり、やはり組合ですので、基本的にはお互いにルールを共に納得してつくり上げるというのが、これもまた原理原則だと思いますので、今期の座長としては、これは多数決で決定するつもりはありません。今の議論の中で本当に残念なのは、結局、解釈が少し違うということが分かりました。先ほど村石委員も赤星委員も、既にある運用指針については賛同したのだと断言していただきましたので、市民の皆様にも納得できるような、このルールに基づいて全く恥ずかしくない支出をしていくことこそが大事で、それぞれの会派の責任でこのルールに従っていると。このルールから逸脱したら、当然、先ほど村上委員がおっしゃったとおり、おのずと御自身が富山市議会から、ある意味ではこの会が瓦解というよりも、ルールですので、みんなで決めたところから逸脱したことを一この件ではなくてですよ。それは法律ではないけれども、自分たちで決めたルールから逸

脱した行為を行えば、当然この運用指針について、ある意味では厳しく批判をされることがあるということは当然理解していただいて、今後また運用を行っていただきたいと。それぞれの責任と、また富山市議会の厳しいルールであるという認識の下で、品格を持った、それぞれの会派議員でありたいという思いを述べて、この項目についての審議を終了したいと思います。

引き続きあと2つですが、このまま行いたいと思います。

9点目、共産党さんの意見ですので、お願いいたします。

赤星委員

市政報告会や意見交換会、懇談会等を行う場合の会場費ですとか、案内状、資料作成に係る経費を県議や国会議員などが参加した場合も折半して使えるようにしてほしいという意見でございます。

これは旧の運用指針の時代、私たちはずっと県議と合同で県政・市政報告会、懇談会という形でやってまいりました。でも、今の運用指針ではこれは駄目だとされています。県議会は可能なのです。

今回改めて提案させていただいた理由ですけれども、広報広聴活動の中で活動を報告し、

御意見や御要望をお聞きする市政報告会や懇談会はとても大切な活動です。市民から寄せられる要望は、市政だけではなく、県政や国政とつながっているもの、つながっているというか、原因が県政や国政にあるものが多々あります。

具体例を1つ挙げますと、例えば教員の多忙化解消、働き方の改善のために先生方や学校関係者、保護者などから実態をお聞きすると。そのときに教員の採用や配置の権限は県にあります。このようなときに市議会議員と県議会議員が合同で広報広聴活動をするということは大変有効でありますし、極めて自然なやり方だと思うのです。逆に、なぜ認められないのかと。そこに少人数学級の国の動向ですとか、国会議員が来られるときは加わっていただくことがあっても、なお市民にとっても議員にとっても有効なやり方だと思います。こうした合同で行う場合の会場費、案内の送付、資料作成などの費用を折半して行うことをぜひ復活させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

座長                   これについて、自民党さん。

久保委員           まず、そういった会が有効であるということ

は事実です。

その上で、私は半年に1回、各自治公民館で県政・市政報告会を行っておりまして、実際にされていない方は分からないかもしれないのですが、県議と一緒にやるといろいろな意見が出てきます。例えば直近の選挙についての話もそうですし、国政、政党に対する要望、政党に対する御意見、いろいろなものが出てくるわけです。

そうなってくると、実際にここで使用が規定されている政治活動や政党活動や後援会活動、こういったものを地元の公民館で行った場合に、特にほかの各層の議員が混ざると、そういったものの線引きは難しくなってきます。

そういったことから、これは何度も上がってきては同じ意見を言っているのですが、そういった線引きができないものについては疑念を抱かれるということで、今期の間はこれは当然認められない。この線引きについては非常に難しいので、そういったものを認めてほしいということはそもそも指針の理念から外れた提案で、議論する必要もないなというふうに思っています。

座長

公明党さん。

松尾委員 先ほどから言っているように、疑念を抱かれるものにどうして市民の税金を使っていいのか、そういうことは自腹でやるのです。自分でしっかりお金を出して、どんどんやっていくべきだと思いますし、有効だと思いますので、私どももやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

座長 社民党さん。

村石委員 言われることは分かるのですが、中身については、いわゆる市政以外のことにも触れられる可能性があるということで、やり方をいろいろ工夫されてやればよいということで、やればよいということにはならないということで△です。

座長 誠政さん。

橋本委員 自民党さん、公明党さんに同じで、当然認めるべきではないという思いでおりますが、すみません、座長、ついでに言っておきますけれども、私はこれも次のやつも絶対に×を変えるつもりはありません。

ということは、全会一致にならないというこ

とで、これはもう議論する前に×ということになります。

先ほど、全会一致でなかったらもう取り上げないということでしたら、私は絶対に×を変えませんから、これ以上の議論は不要かなと思っています。

座長                    フォーラムさん。

金井委員              後援会一同じ議論になると思うので、今後の課題だと思います。

座長                    維新さん。

上野委員              ほかの方も、「今期は」という言葉をよく言っておられますが、現状としてはこれを線引きするのはなかなか難しいので、私も反対とさせていただきます。

座長                    ×ですね。  
自民クラブさん。

村上委員              我々はあつものに懲りてなますを吹くことをあえてしているわけですから×です。

座長                    全会一致を見ませんので、これは否決とさせ

ていただきます。

次、社民党さんの10番目ですね。社民党さんから説明をお願いします。

村石委員

調査・研究するときには、本や画像で見ることでも大事かもしれませんが、実際にそういう現場へ行って、そして調査をして、調査・研究することが本当に理解することになるということで、県内であっても結構遠いところに行く場合はガソリン代がかかるわけで、これは、今は県外は認められているのですね。県内もぜひ認めてほしいというようなことです。

県議会では1キロメートル当たり37円ということで、要するに自宅から調査するところまでの距離のガソリン代が請求できるということになっているので、ぜひ御理解をいただきたいということです。

座長

事前に〇×表をいただいておりますけれども、これを変える会派はございますか。

〔発言する者なし〕

座長

ないようですので、賛同が得られませんので、この案は採用しないことに決定いたしました。



以上で、今年度各会派から提出された運用指針上の課題、対応案についての協議は全て終了いたしました。

（「座長、すみません、一言」と発言する者あり）

座長 今年度に決定した指針の改正内容等については、私のほうから議長へ報告いたしますので御承知おき願います。

赤星委員 先ほど言う機会を逃してしまったのですが、私たちの提案に対して、久保副座長が気になることをおっしゃいました。そもそもこの運用指針の理念に反しているとおっしゃいましたが、そうではありません。前に信頼を失ったときの市政報告会というのは、多くが後援会行事で、宴会だったところへ来賓として来ていた県議会議員、国会議員を「講師」と書いて、実際に配っていない紙をつけて出しておられたものが多数あったわけです。そういうものではなくて、本当に我々のやっている報告会を見てくださいよ。選挙の話をしなないという分別、皆さんおありでしょう。本当に活動をお知らせして御意見を聞く、そ

ういうふうきちんとわきまえてやっている  
ので、議論に値しないなんて大変失礼な御発  
言があったと思いますので、一言言わせてい  
ただきました。

村上委員

それでは、久保委員が非常にかわいそうとい  
うか気の毒な話であって、自分のやっている  
ところはよくて、人のところのは駄目だとい  
うようにしか聞こえないですよ。まして、久  
保委員は問題があったことを正当化しようと  
して言っているわけではなくて、正しく、そ  
れぞれ国会議員、県議会議員が意見を述べた  
としても、それは市議会議員のコマーシャル  
にもなり得ますよと。赤星委員をよろしくお  
願いしますよ、こんなに頑張っていますよみ  
たいな話があったときに我々は……

(「そんなことは言わない」と発言する者あ  
り)

村上委員

そういう可能性があるからね。だから、あつ  
ものに懲りてなますを吹くことをあえてして、  
厳しいことにしているということが趣旨なわ  
けだから、どうも何か……。座長、うまくま  
とめてください。

座長                   この件については、この程度にとどめたいと思います。  
ほかに何か御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と発言する者あり〕

座長                   ほかにないようですので、本日の協議は終了いたしました。  
本日はこれをもって政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。